

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿子どもほっとラインの運営業務委託について
----	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【事前報告】**

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

担当係 教育活動支援係 (担当部課: 教育委員会 教育指導課)  
担当者 別府内線( 6151 )

## 事業の概要

事業名	新宿子どもほっとラインの運營業務委託
担当課	教育委員会 教育指導課
目的	区立学校における「いじめ」問題に適切に対応するため。
対象者	区内小、中、特別支援学校の児童、生徒及び保護者 教員、学校関係者 その他いじめの被害者、加害者、目撃者全般
事業内容	<p>いじめの被害者、加害者、目撃者等からの相談（電話、手紙、教育指導課が管理するウェブサイトへの書き込み）を受け、相談者から提供された情報を基に、当該学校と連絡調整を行い、適切な対応を図る。</p> <p>なお、電話相談は委託先が最初に情報を収集し、手紙、ウェブサイトについては、担当課が情報を収集することとなる。</p> <p>【概要】 開設 平成18年12月1日</p> <p>受付時間 現行:平日の正午から夜10時まで <u>20年度以降:土、日、祝日を含む正午から夜10時まで</u></p> <p>設置場所 現行:教育委員会事務局 教育指導課内 <u>20年度以降:委託先が設置する相談場所</u></p> <p><u>基本的な事業内容については、開設当初から変更はない。</u></p>

## 件名 新宿子どもほっとラインの運營業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	教育委員会 教育指導課	委託先	NPO法人 「家族カウンセリングセンター」
登録業務の名称	新宿子どもほっとラインの運営		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙 電磁的媒体( ) その他( )	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙 電磁的媒体( ) その他 ( )
保有している情報項目	教員氏名、担任する学年・学級 相談者氏名、在籍校・学年・学級 担任名、相談内容 カウンセラー氏名	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	【提供項目】 教員氏名、担任する学年・学級 相談の補助的資料として活用 相談者氏名、在籍校・学年・学級 担任名 【処理依頼項目】 相談内容
委託の理由	相談に対応するためには、カウンセリングの技量が不可欠であり、委託先は、これまでの実績から、十分な技量を有していると判断できるため。 本事業は、平成18年12月から実施しているもので、当初から委託先のNPOに所属しているカウンセラー経験者を、臨時職員として雇用し運営してきた。20年度からは、土日祝日も相談に対応することとしたため、委託方式に切り替えるものである。		
委託内容	いじめの被害者、加害者、目撃者等からの相談(電話、手紙、教育指導課が管理するウェブサイトへの書き込み)を受付け、相談者から提供された情報を基に、当該学校と連絡調整を行い、適切な対応を図る。  相談者から収集する項目は別紙のとおり		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(予定) 来年度も、同内容で実施を予定		
委託にあたり区が行う情報保護対策	相談情報は、定期的に受託者との間で直接受け渡すものとする。 相談情報は、一定期間(1年程度)は双方で共有するが、期間終了後受託者から速やかに返却を受けるものとする。	受託事業者としての情報保護対策	契約により指定された担当者のみが情報を取り扱う。 情報は、施錠ができるキャビネットに保管する。 社団法人日本産業カウンセラー協会が定める「産業カウンセラー倫理綱領」に準拠して相談に対応する。

## 新宿子どもほっとライン相談票（秘扱）

なまえ					担任名
	小・中学校	年	組		

19年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分

カウンセラー名